

仮 処 分 決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の令和８年（ヨ）第１０号事務所使用禁止等仮処分申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主

文

- 1 債務者は、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）につき、下記行為をするなどして、指定暴力団道仁会出口一家その他の暴力団（以下「道仁会出口一家等暴力団」という。）の事務所又は連絡場所として使用してはならない。
 - (1) 本件建物内で、道仁会出口一家等暴力団の定例会を開催し、又は道仁会出口一家等暴力団の構成員を集合させること（これと同視し得る不作為を含む。）
 - (2) 本件建物内に、道仁会出口一家等暴力団の構成員を立ち入らせ、又はその立入りを容認すること（これと同視し得る不作為を含む。）
 - (3) 本件建物内に、連絡員を常駐させること（これと同視し得る不作為を含む。）
 - (4) 本件建物内外に、道仁会出口一家等暴力団を表示、表象する紋章、看板、表札、提灯その他これに類するものを設置すること
 - (5) 本件建物内外に、監視用ビデオカメラを設置すること
 - (6) 本件建物内に、道仁会出口一家等暴力団の綱領、歴代組長の写真、幹部及び構成員の名札その他これに類するものを掲示すること
- 2 福岡地方裁判所久留米支部執行官は、第１項の趣旨を適当な方法で公示しなければならない。

令和８年７月１７日

福岡地方裁判所久留米支部

裁判長裁判官

川 崎 聡 子

裁判官

石 山 仁 朗

裁判官

植 草 元 博

(別紙掲載省略)